

薬子の変とその背景

西本昌弘

The Kusuko Uprising and its Background

NISHIMOTO Masahiro

はじめに

- ① 研究史とその問題点
- ② 弘仁元年九月の官人人事
- ③ 薬子の変前後の政治情勢
おわりに

【論文要旨】

薬子の変については、藤原薬子・仲成の役割を重視してきた旧説に対して、近年では平城上皇の主体性を評価する見方が定着しつつある。これに伴い、「薬子の変」ではなく、「平城太上天皇の変」と呼称すべきであるとの意見も強くなってきた。しかし、平城上皇の主体性を強調することと、薬子・仲成の動きを重視することは、必ずしも矛盾するものではない。私は前稿において、皇位継承に関する桓武の遺勅が存在した可能性を指摘し、平城上皇による神野親王廃太子計画について考察を加えた。私見によると、薬子の変もこの桓武の遺勅を前提とする神野廃太子計画と一連の動きのなかで理解することができると思われる。

そこで研究史を振り返りながら、平城・嵯峨両派官人の動向に再検討を加え、薬子の変にいたる原因と背景について考察した。本稿の結論は以下の通りである。

桓武天皇は死去のさいに、安殿・神野・大伴の三親王が各一〇ヶ年ずつ統治すべきことを遺勅したが、平城はこれを破って、第三子の高岳親王を皇位につけようとし、神野親王の廃太子を計画した。薬子の変の遠因は神野廃太子計画にも通じる。この皇位継承問題であり、平城の即位前後から平城派と嵯峨派の両派官人の対立ははじまっていたとみられる。

神野の廃太子に失敗した平城は、三年ほどの治世で讓位した。これは嵯峨が一〇ヶ

年統治したのち平城が数年間復位して、高岳への皇位継承をより確実にしようとの意図からであった。しかし、嵯峨が平城のこの提案を拒絶したため、平城は讓位したことを後悔しはじめ、嵯峨側との対立をさらに深めていった。

薬子の変の直前には、平城派の官人が衛府や要衝国の国司に任じ、かつて北陸道觀察使であった藤原仲成らが越前方面などで平城派の勢力拡大に努めていた。このため嵯峨側は弘仁元年（八一〇）九月、平城派官人の衛府や国司の任を解き、彼らを辺遠国に左遷するとともに、自派の官人で衛府と要衝国を固めた。また伊勢・近江・美濃三国の国府と故関に遣使して鎮固し、平城側の蜂起を未然に防ぐことに成功した。

薬子の変では越前・近江・伊勢方面に勢力を扶植した仲成の活動が突出しており、平城の藩邸の旧臣の多くは平城に同調しなかった。変における平城上皇の主体性は否定できないが、薬子らの父種継の復権・顕彰が図られた事実や、薬子・仲成の係累が乱後も長く許されなかった事実を勘案すると、薬子・仲成がやはり中心的な役割を果たしていたことを認めない訳にはゆかない。

平城上皇や薬子・仲成にとって、王都・王統に関する桓武の構想は否定すべきものであり、それゆえその遺命を無視して、高岳立太子を実現し、平城遷都を計画したのである。薬子の変は桓武の構想を肯定するか否定するかの戦いであったといえる。

はじめに

平安京遷都から一六年後、桓武天皇の死から四年後の弘仁元年（八一〇）九月、平城上皇は平城京への遷都命令を出した。これに対して、平安宮に拠る嵯峨天皇側が、上皇側近の藤原薬子・仲成を非難する詔書を発し、平城派官人の左遷人事を発表すると、上皇側は畿内と紀伊国の兵を徴発し、東国に向かわんとした。嵯峨天皇側と平城上皇側のこの衝突事件を薬子の変と呼ぶ。

事件の主導者については、藤原薬子・仲成の役割を重視してきた旧説に対して、近年では平城上皇の主体性を評価する見方が定着しつつある。これに伴い、「薬子の変」ではなく、「平城太上天皇の変」と呼称すべきであるとの意見も強くなってきた。しかし、平城上皇の主体性を強調することと、薬子・仲成の動きを重視することとは、必ずしも矛盾するものではない。その意味で、薬子・仲成の役割に改めて注目する必要があると思う。

また、私は前稿において、皇位継承に関する桓武の遺勅が存在した可能性を指摘し、平城上皇による神野親王廢太子計画について考察を加えた。⁽¹⁾ 私見によると、薬子の変もこの桓武の遺勅を前提とする神野廢太子計画と一連の動きのなかで理解することができると思われる。

そこで以下、研究史を振り返るとともに、埋もれた重要論文を発掘して、平城・嵯峨両派官人の動向を検討しながら、薬子の変にいたる背景と原因について考えてみたい。

① 研究史とその問題点

薬子の変をめぐるのは、背景にある官人層の対立、平城上皇の主体性、

事件の原因と契機などの問題をめぐって、多くの議論が行われてきた。それぞれについて、研究史を回顧しながら、その要点と問題点をまとめておきたい。⁽²⁾

(1) 背景となる官人層の対立

川上多助氏は、薬子・仲成は平城讓位によってこれまでの権勢を失うことになったので、上皇の健康が回復するに従い、再び上皇を皇位につけ、昔日の夢をくり返そうとしたと述べる。⁽³⁾ 薬子・仲成の動きに主眼を置いた古典的な通説といえよう。これに対して門脇禎二氏は、律令体制の原則的施行を政治方針とした平城上皇側と、それに反対する嵯峨天皇側の対立を想定し、薬子の変に先立つ政界の分裂が変の規定的要因であると論じた。⁽⁴⁾ また大塚徳郎氏は、伊予親王事件で一応の成功をみた藤原仲成らの陰謀は、さらにその勢力の拡大をはかるために、平城上皇と嵯峨天皇の対立を激化させ、薬子の変を引き起こしたとする。また、薬子・仲成らは上皇の再任をはかり、それによって式家の勢力を挽回せんとしたとも述べる。⁽⁵⁾ 藤原式家による政変と位置づける説である。

佐藤虎雄氏は、桓武天皇が安殿親王よりも神野親王を囑望したことなどから、平城派と嵯峨派との反目は早くから芽生えていたと論じている。⁽⁶⁾ これに対して、安殿・神野両親王の側近者を分析した目崎徳衛氏は、当初から官人層が判然と分裂抗争していたとするのは考えすぎであるとする。平城朝の諸施策が初期の嵯峨朝にも大部分継承されていることから、薬子の変の原因としては、平城退位後の仲成・薬子の挙動が大きな比重をもつてくると主張する。⁽⁷⁾

一方、佐伯有清氏は次のように論じている。⁽⁸⁾ 平城即位後、神野親王が皇太弟となったのは桓武の遺命による。しかし、平城は阿保親王を皇太子に立てたいと思っていた。平城が即位を逡巡したのは、皇太子を誰にするかという問題が存在したからである。大同元年九月末頃に平城は神

野廃太子を計画したが失敗した。二人の兄弟の不和対立および側近の対立は平城即位以前に遡り、延暦一五年前後から、桓武・神野・藤原氏の派と安殿・神王・仲成・薬子の派との対立がはじまっていた。こうした長年にわたる対立を背景に、嵯峨の重病が直接の契機となって、平城側が蜂起したのである。

以上あげた佐伯説は、皇位継承問題を主因とする安殿・神野両派の根深い対立を想定するものであり、本稿においても基本的にはこの視角を継承する。日崎氏の指摘にもかかわらず、安殿・神野両親王の間に溝があることは否定できず、両者の側近官人の間にも大きな対立があったとする門脇・佐藤・佐伯氏らの所論を支持することにした。

この他、林陸朗氏は、平城朝独自の特色ある制度である諸道觀察使をめぐる動きから、薬子に操られる平城上皇と嵯峨天皇との対立が深刻化したと述べ、渡辺直彦氏は、嵯峨が重病になると、この機を巧みにとらえた薬子・仲成が上皇に重祚をすすめる、上皇もまた遷都に擬したと説いている⁽¹⁰⁾。

以上に紹介した諸説は、律令体制と反律令体制の図式を描く門脇説、藤原式家の勢力挽回に力点を置く大塚説、側近官人の対立を想定する佐藤・佐伯両説、皇位継承問題を根底に示える佐伯説など、さまざまな論点を有するものの、薬子の変が藤原薬子・仲成の主體的な働きかけによって発生したという点については、いずれも共通認識を有しているといえてよい。一九六〇年代初頭まではこうした「薬子の変」史観が一般的であった。

(2) 平城上皇の主体性

北山茂夫氏は、平城再起の企ては薬子・仲成の野望に発しているところが多いにしても、上皇の決断にすべてはかかっていたとする。『日本後紀』は平城と嵯峨の紛争をすべて薬子・仲成の罪状に帰して、あくまで

上皇の立場を擁護しようとしているが、上皇は薬子・仲成に操られる傀儡ではありえず、行動の主体はあくまでも上皇その人であったと評価している⁽¹¹⁾。北山論文はその表題からも分かるように、薬子の変を「平城太上皇の変」と表現し、変の主役が平城上皇であったことを強調したものであった。こうした見方は次第に浸透するようになり、その後、佐藤宗諱氏も、乱の本質は上皇がその最高の権力者として遷都を執行し、兵士を徵発し、官人の任免権を行使したことが、もう一人の最高権力者としての天皇の利害と対立したことであると、「薬子の変」はやはり「平城上皇の変」というべきであると論じている⁽¹²⁾。

同様の観点から、北山説をさらに発展させたのが橋本義彦氏である。橋本説は現在の通説の地位を占めているので、その論拠を丁寧に見ておきたい。橋本説の要旨は次の通りである⁽¹³⁾。『日本後紀』所載の嵯峨の詔書は、平城遷都計画や伊予親王事件など、すべての「悪事」の責任を薬子・仲成に負わせているが、そこには上皇を極力かばっている姿勢が読み取れ、素直に納得できない面がある。しかし、詔書において告発されている薬子・仲成の罪状なるものは、どれほどの真实性をもつものであろうか。

第一に、平城遷都を「奏し勸め」たことがあるが、桓武の新都造営を強力に推進したのは薬子・仲成の父種継であったから、平城遷都は種継の命をかけた事業をまったく無にすることであり、薬子らが父の功業を無にしてまで平城遷都を推進する理由は見あたらない。

第二に、伊予親王事件で「虚詐事」をもって親王母子を無実の罪に陥れたことがあるが、少なくとも事件発生時点では、薬子・仲成の名前はまったく出ておらず、後年薬子の変に際し、宣命で仲成・薬子を断じている。この告発はいかにも唐突で、どこまで信用してよいか疑問である。『類聚国史』卷二五所載の平城崩伝では「位を嗣ぐの初、弟親王子母を殺し」と、第一に平城の責任を追及している。

第三に、桓武天皇が『続日本紀』から削除した「崇道天皇と贈太政大臣藤原朝臣（種継）」と好からぬ事」の記述を復活したことがあるが、桓武が削除させた部分がないと、事件の発端も結末もまったく不明で、歴史叙述の体をなさない。平城の眼には、甚だ不完全な記述であり、当然修復すべきものと映ったとしても不思議はなく、一方的に仲成らの責任であると決めつけるのは公正を欠く。

以上のような理由から、橋本氏は「（この）変乱の中心はやはり平城太上天皇であり、この事件に薬子の名を冠するのは適切でないと思う」と締めくくっている。北山・橋本両氏の研究によって、薬子の変に関する『日本後紀』記事の批判的な検討が進み、変における平城上皇の主体性を強調する論調が通説化するようになった。しかし、こうした所論は上皇の主体性を強調するあまり、薬子・仲成の動きを過小評価することによって、変の本質をかえって見失わせる結果を生んでいるのではないか。その意味では、北山説や橋本説を検討した上で出されているわけではないが、瀧浪貞子氏の研究が対照的な論点を提供している¹⁴。

瀧浪氏は、平城上皇の別宮が平安宮外の平城宮に営まれ、上皇権力の拠点として機能しはじめたことが、薬子の變の大きな原因であるとし、平城遷都の背景に仲成・薬子の異常ともいべき執念を読み取る。すなわち、桓武天皇は種継が中心となって造営した長岡京を放棄して平安京へ遷都したが、これは父の努力を無にする措置であり、仲成らにとって平安京は否定されるべきものであった。また、桓武は『続日本紀』から早良親王配流記事を削除したが、仲成・薬子らは父種継の復権を意図して記事を復元した。彼ら兄妹の行為は桓武へのあからさまな抵抗であったというのである。

瀧浪氏の主張は、橋本義彦氏のあげる論拠のうち、第一点と第三点に対する反証となりうる。橋本氏は第一点として、桓武の新都造営を強力に推進したのは種継であったとするが、種継が推進したのは長岡京の造

営であって、平安京造営ではない。したがって、平安京から平城京へ遷都することは、種継の命をかけた事業を無にすることであるというのは疑問である。瀧浪氏のいうように、長岡京を廢して平安京へ遷ったのであるから、仲成・薬子が平安京に好意をもっていなかった可能性の方が高いであろう。少なくとも橋本氏のいうように、薬子らが平城遷都を推進する理由が見あたらないと断ずることは妥当ではないと思われる。

橋本氏は第三点として、『続日本紀』に崇道と種継の記事を復活したのは平城天皇であるかのように述べているが、橋本氏自身も指摘するように、仲成兄妹が父の暗殺された事件の経緯を明示する記事が削られたことに不満を抱き、それを復活することを望んだとみた方が自然であろう。種継には大同四年四月か二月に太政大臣が贈られているが、この措置からも薬子・仲成の意向を読み取ることができる。瀧浪氏のいうように、仲成らが父種継の復権・顕彰の意図をもっていたことは考えられるから、『続日本紀』記事復活の件に関しては、『日本後紀』の記述をほぼそのまま認めてもさしつかえないように思う。

橋本氏のいう第二点についても、伊予親王事件への仲成らの関与は、薬子の變のときになって突然出てくることではない。『日本後紀』大同四年閏二月甲辰条の安部鷹野卒伝には、

侍從中臣王連伊予親王之事、經拷不服、時嬖臣激帝、令加杖、王背崩爛而死、

とあり、伊予親王事件に連坐した侍從中臣王は拷を経て服さなかったため、「嬖臣」が平城帝を激さしめて大杖を加えさせたという。ここにみえる「嬖臣」は、北山茂夫氏のいうように、薬子か仲成をさすであろうから、事件への薬子らの関与は薬子の變以前から書かれていたことになる。薬子・仲成の活動が大同年間から目立っていたことは、『日本後紀』弘仁六年六月丙寅条の賀陽豊年卒伝に、「延曆年中、任東宮学士、及踐祚、叙從四位下、拜武部大輔、既而女謁屢進、英賢見排」とあ

ること、大同三年四月丁卯条に、若犬養門の樹枝上で二鳥が怪死したのを、仲成・薬子兄妹の「招・尤之兆」と噂されたことなどからわかる。

以上から、薬子・仲成の罪状に関する国史の記述を徹底的に疑う橋本説の論拠には、必ずしも納得できない点があり、『日本後紀』の記述にもそれなりの真実を読み取る方が穏当ではないか。つまり、薬子の変の背景に藤原薬子・仲成の大きな動きがあることは否定できず、平城上皇が自らの意志で両人の行動を許容し、それに同調していたと考えることができるのである。

(3) 薬子の変の原因と契機

次に問題となるのは、薬子の変に至る原因と直接的な契機である。平城は何ゆえ嵯峨朝廷側と対立してまで、二所朝廷の状態を作り出し、平城遷都を強行したのであろうか。これについては、基本的には律令制下における天皇と上皇の権能の問題であるとみる意見がある。佐藤宗諱氏は、天皇と上皇は共治しうると同時に、対決する要素を内包していたとする⁽¹⁷⁾。瀧浪貞子氏は、讓位が慣例化するなかで、早晚惹起することが予想された上皇権力と天皇権力の対立であったと位置づける⁽¹⁸⁾。橋本義彦氏は、令制の太上天皇はおおむね天皇と同等の大権を有していたが、薬子の変の結果、上皇の政治的地位は大きく後退したと論じている⁽¹⁹⁾。しかし、こうした見解は平安初期の天皇と上皇の間に政治的紛争が起りうることを説明したものであっても、なぜ平城上皇がこのときに嵯峨天皇側と対立的になっていったのかを十分説明したものとはなっていない。

弘仁元年（八一〇）年に平城上皇が平城遷都を命じ、嵯峨天皇側と衝突することになる動機について、多くの論者は嵯峨天皇の病状悪化のことをあげている。『類聚国史』『日本紀略』によると、大同五年（八一〇）正月壬寅朔、皇帝不子のため廢朝となった。七月辛亥（一三日）には聖

躬不子のため、川原・長岡両寺に遣使して誦経を行わせ、丙辰（二八日）には右大弁藤原藤嗣らを藤原乙牟漏の高島陵に派遣して鎮祭させている。翌丁巳（一九日）に皇帝は東宮に遷御した。戊午（二〇日）に清行禪師を招いて天皇の病に侍せしめ、甲子（二六日）には天下諸国に七日間の殺生禁断を命じ、乙丑（二七日）には崇道天皇と伊予親王・藤原吉子のために一三〇人を度し、丁卯（二九日）には崇道天皇のために川原寺において法華經一部を奉写し、戊辰（三〇日）には聖体不子のため藤原藤嗣を伊勢大神宮に遣わして奉幣している。八月になっても病状は改善しなかったようで、同月丙子（八日）、天皇の病を禱るために石上神に奉幣し、己卯（二一日）には太政官において僧一五〇人が七箇日薬師法を行うことを命じている。

薬子の変が起る直前の嵯峨天皇の病気に注目した佐伯有清氏は、平城上皇が觀察使を廃止し、参議を復活する詔を出すなど強い態度に出たのは、嵯峨のこの重病が契機になったと論じている⁽²⁰⁾。これをうけて渡辺直彦氏も、平城の病が快方に向かうのと反対に、嵯峨が大同元年七・八月に重病になると、この機を巧みに捉えた薬子・仲成が上皇に重祚をすすめ、上皇もまた平城遷都に擬したと述べている⁽²¹⁾。また黛弘道氏も、平城が健康を取り戻すのと裏腹に、やがて嵯峨天皇が健康を害すると、ここに至って薬子は上皇に重祚を強く勧め、上皇も天皇の明日をも知れぬ病を聞いてますます心は動いたとし、薬子の決起の勧めを上皇は受け容れたとする⁽²²⁾。さらに佐藤宗諱氏も、嵯峨の不子が直接的契機となって、上皇が法的な権限を行使するようになり、このような状況のなかで、上皇は重祚を望むようになったと説く⁽²³⁾。

一方、北山茂夫氏は嵯峨の病気にも言及しながら、むしろ平城上皇の健康が回復したことに重点を置き、また上皇の行動に計画性がなかったことを強調している。北山説は次の通りである。平城の退位はもっぱら疾病によるものであったから、王座に未練を残していた。病状が回復に

向かうにつれて、上皇はひそかに復位を希求するようになったのではないか。嵯峨が大同五年七・八月に重病となると、上皇は平城遷都を命令し、不意打ちの行動に出た。しかし、上皇の行動は窮余の策としてとられた場あたりのもので、彼は拳兵の諸準備をほとんど欠いていた。上皇は当初から武力行使を問題にしておらず、思わぬ嵯峨側の出方に逆上して、自棄的に東国に入ろうとしたのである。

以上のように、佐伯有清氏の指摘以降、嵯峨が重病に陥ったことを契機に、平城は重祚の意向をもつようになったとする論調が多いが、この説にとって大きな障害となるのは、次に掲げる『日本紀略』弘仁一四年四月庚子条の記載である。

朕本諸公子也、始望不_レ及、於_レ太上天皇、曲垂_レ褒_レ飭、超登_レ儲_レ式、遂遜_レ位于朕、躬辞_レ不_レ獲_レ免、日慎_レ一日、未_レ幾而身嬰_レ疹疾、弥留_レ不_レ瘳、為_レ万機_レ擁_レ滞、令_レ右大臣藤原園人奉_レ還_レ神璽、朕始有_レ帰閑_レ之志、太上天皇不_レ允_レ所請、

嵯峨は即位後まもなく疹疾にかかり、これがなかなか癒えず、万機が滞ったため、右大臣藤原園人に神璽を奉還させて、退位の意向を示したが、平城上皇はこれを許さなかったという。大同五年七月丁巳（二十九日）条に「皇帝遷_レ御於東宮」とみえる記事が、嵯峨が病気のため神璽を奉還して、まさに退位しようとした事実を示すものと考えられる⁽²⁴⁾。諸氏の説くように、平城が嵯峨重病の機会をとらえ、復位しようと思っていたのであれば、嵯峨自身からの退位の申し出を受け容れるべきであるが、平城はそうしなかった。これは平城がこのときだちに復位することを考えていなかったことを示している。

目崎徳衛氏はこの記事をもとに、平城上皇が最後まで重祚の決意を持たなかったことは明らかであると述べる⁽²⁵⁾。通説とは異なる目崎氏の指摘は注目できるが、平城が最後まで重祚の意志をもたなかったかどうかは疑問であり、あくまで大同五年七月の時点では、平城は嵯峨の統投を望

んでいたと理解するのが穏当であろう。いずれにしても、嵯峨の病気にもかかわらず、平城はただちに復位する意向はもっていなかったのであり、薬子の変に至る平城上皇の動機にはさらに検討の余地があると思われる。

② 弘仁元年九月の官人人事

『日本後紀』によると、弘仁元年九月癸卯（六日）、平城太上天皇は「擬_レ遷_レ都於平城」との命令を出した。嵯峨天皇は坂上田村麻呂・藤原冬嗣・紀田上らを造宮使に任命したが、丁未（二〇日）になると、「遷都の事により人心騒動す」として、伊勢・近江・美濃三国の国府と故関を鎮固し、巨勢野足らを伊勢使、御長広岳らを近江使、大野直雄を美濃使として発遣するとともに、右兵衛督藤原仲成を右兵衛府に拘繫した。ついで、尚侍藤原薬子と仲成の罪状を明らかにする詔書を発し、薬子の位官を解いて宮中より退け、仲成は佐渡権守に左降させると宣言した。この日、宮中は戒厳状態に置かれた。

『日本後紀』では同日の九月丁未（二〇日）条に、藤原雄友に本位正三位を授け、御長広岳以下に叙位、秋篠安人以下に任官の行われたことが記されている。また、九月己酉（一二日）に薬子の変が鎮圧され、翌庚戌（一三日）に高岳親王の廃太子、大伴親王の立太子が宣せられたのち、九月壬子（一五日）条にも多数の任官記事が掲げられている。福井俊彦氏は九月一〇日の任官が衛府と国司を中心とするもので、国司の任官は左遷ないし左遷的扱いの人事と要衝国の国司の任命が併せ行われていることから、この日の人事は平城上皇側の行動が起こされる以前に、衛府や要衝国の国司に留めておくことが危険な平城派の官人からその官職を奪い、代わって嵯峨派の官人を任命したものであると指摘する⁽²⁶⁾。

また、九月一五日の人事は薬子の変において上皇側官人との行動

に対する処分で、九月一〇日に左遷された官人に加えて、新たに七人が左遷されたと述べている。福井氏の考察は、菓子の変にさいする平城・嵯峨両派官人の動きを具体的に跡づけた貴重な業績であるが、これまでの研究ではほとんど参照されていない。本稿では基本的に福井説を踏まえつつ、いくつかの論点を補足しながら、菓子の変前後の人事異動状況を検討してみたい。

『日本後紀』弘仁元年九月丁未条をもとに、九月一〇日の任官官人を官職ごとにまとめ、これに「公卿補任」などで判明する九月一〇日・一日の任官を加えて一覧表にすると、表1のようになる。この表をみると、第一に、九月一〇日には太政官の新任・解任人事のあったことがわかる。坂上田村麻呂を大納言としたのは、『水鏡』にみえるように「合戦ヨリ前二田村ノ將軍ノ心ヲ勇メ給」ためであった。延暦二四年に参議となり、神野親王の春宮大夫も勤めた秋篠安人は、大同二年一月の伊予親王事件に連坐して参議などを解かれていたが、九月一〇日に参議に復されたのである。藤原真夏と多入鹿の参議を解任したのは、平城派官人を台閣から排除するためであった。九月一一日に文室綿麻呂を参議としたのは、坂上田村麻呂と同様の理由からであろう。このように嵯峨朝廷は、上皇方を追撃する軍事指揮官を大納言・参議に任じて志気を高め、嵯峨派官人を参議に復すとともに、平城派官人の参議を解任して、太政官から平城派の官人色を一掃したのである。

表1 弘仁元年九月一〇日任官官人一覧

官	人名	官職	備考
太政官	坂上田村麻呂	大納言	公卿補任「九月十日任大納言」
	秋篠安人	参議	
	藤原真夏	参議を解任	公卿補任「九月十日解任」
	多入鹿	参議を解任	公卿補任「九月十日解任」
	(文室綿麻呂)	参議	9月11日、任参議

衛府・馬寮	国司(左遷)	国司	寮	弁官
安倍男笠 坂上広野 藤原緒嗣 佐伯永繼 安倍雄能麻呂	大野直雄 藤原藤嗣 紀百繼 秋篠安人 安倍雄能麻呂	登美藤津 多治比有治 小野岑守 藤原貞繼 広根諸勝 坂田奈氏麻呂	御室今嗣 藤原三守 内蔵頭 大学頭	秋篠安人 藤原道雄 田口息繼 小野野主 良岑安世 藤原福当麻呂
左馬頭	薩摩權守	越前介		左大弁(如元) 左中弁 右中弁 權右中弁 左少弁 右少弁
9月10日、叙従五位下	公卿補任「左降讚岐權守」 平城天皇近臣	9月10日、叙従五位下		權右中弁より昇任
9月10日、叙従五位下		9月10日、叙従四位下		
		9月10日、叙従五位下		
		9月15日、任佐渡權守		
		9月15日、任備中權守		
		9月15日、任日向權守		
		藤原菓子の子		
		9月15日、任伊予守		
		日本後紀「佐渡國權守退賜」		
		9月15日、任佐渡權守		
		藤原仲成の子		
		駿河守		
		伊豆權守		
		武藏權守		
		飛騨權守		
		備前權守		
		安芸權守		
		讚岐守		
		伊予守		

第二に、九月一〇日には弁官の大幅な人事異動が行われた。ただし、左大弁には大同四年六月より秋篠安人が、右大弁には大同五年八月より紀広浜が継続して任じており、変の前後で変化はない。大同五年八月に右中弁であった藤原道雄が左中弁に移り、権右中弁であった田口息継が右中弁に昇り、大同五年八月に権右少弁に任ぜられた良岑安世が左少弁に昇るなど、昇格人事がいくつか認められる。福井俊彦氏は九月一〇日に左遷された衛府官人が弁官を兼ねていたと推測している。⁽²⁸⁾ そのさい注目されるのは、『公卿補任』大同五年条、吉備泉の尻付に「九月十日解_三左大弁」とあることである。吉備泉は大同三年五月壬寅(二一日)に左大弁となり、六月二八日に刑部卿に移っているから、葉子の変直前に左大弁であった徴証はないが、『公卿補任』の記述に誤りがないとすると、弁官局が分局して平城宮に直侍しており、その責任者が吉備泉であった可能性を示唆している。九月一〇日における弁官局の大幅な異動は、多くの昇任人事を含むとともに、平城派の官人が兼任していた弁官の職務を解き、弁官局の機能を平安京に一本化したことを物語るであろう。

第三に、内蔵頭と大学頭の任官がみえるが、変直前の内蔵頭と大学頭は不明である。福井氏はこの内蔵頭と大学頭も九月一〇日に左遷された衛府官人が兼任していたと推定している。⁽²⁹⁾ 平安京の東院に遷御した平城上皇に対して、内蔵寮は大同四年一〇月癸未(二一日)に奉献しており、内蔵寮は讓位後の平城上皇に奉仕していた。後世、嵯峨天皇の讓位時に、坂田(南淵)永河が内蔵頭に任じ、冷然院別当となったように、讓位のさいの意向により、内蔵頭が上皇に仕える場合のあったことがわかる。九月一〇日の内蔵頭の任命は、やはり平城宮の上皇に奉仕する面のあった内蔵寮の機能を改める意味があったと思われる。

第四に、衛府・馬寮の人事異動がある。左右近衛府・右衛士府・右兵衛府・左馬寮の新たな任官が行われた。これは福井氏の指摘する通り、上皇側の官人が衛府の要職を帯びていたため、彼らの有する軍事的な職

権を取り上げる目的があった。福井氏は九月一〇日に左遷された一人の官人のうち、安倍清繼・藤原真雄・多入鹿の三人を除く八人のほとんどはもと六衛府の官人だったのでないかとしている。⁽³⁰⁾ 確認できるところでは、次の五人が衛府や馬寮の要職についていた。

藤原真夏_二右近衛中将_一(『類聚国史』大同四年一月丁未条見)

大中臣常麻呂_二右衛士佐_一(『日本後紀』大同四年二月己未条見)

藤原仲成_二右兵衛督_一(『日本後紀』弘仁元年九月丁未条見)

藤原真雄_二左馬頭_一(『類聚国史』大同四年一月丁未条見)

藤原貞本_二左近衛少将_一(『類聚国史』大同四年一月丁未条見)

九月一〇日の任官の結果、嵯峨は仲成を佐渡権守に左遷して、新たな右兵衛督に藤原緒嗣を任じ、大中臣常麻呂を備前権守に貶して、新たな右衛士佐に安倍雄能麻呂を任じた。また、藤原真雄を伊予守となして、新たな左馬頭に安倍小笠を任じ、藤原真夏を伊豆権守に左遷して、新たな右近衛中将に藤原藤嗣を任じた。さらに藤原貞本を飛騨権守に左遷し、新たな左近衛少将に大野直雄を任命したのである。上皇側の官人の多くが衛府や馬寮の要職を帯びていたが、九月一〇日に嵯峨は一挙に彼らを解任し、嵯峨側の官人で衛府・馬寮を固めたわけである。

第五に、国司の任官がある。これらのうち権任国司は左遷人事であることが明らかであるが、権任以外でも尾張守となった紀田上や駿河守の藤原山人、讃岐守の多入鹿などは、その係累や他の史料から左遷であったことが推定される。福井氏も要衝国以外の国司任命をすべて左遷ないし左遷のとみている。⁽³¹⁾ このように、嵯峨は九月一〇日に仲成・真夏らを佐渡権守・伊豆権守など僻遠の国司に左遷する一方で、大和守・山城守・山城介・近江守・近江介・美濃介・越前介など、平安京・平城京の所在国および東海道・東山道・北陸道への要衝国の国司を嵯峨側の側近で固めたのである。

葉子の変直前におけるこれらの国々の国司はすべて判明する訳ではな

いが、『公卿補任』によると、近江守は大同五年正月に菅野真道が任じたのち、同年五月七日に藤原仲成が任命されている。仲成は変直前の八月二十九日に伊勢守に転じ、上皇の伊勢行幸を迎えるかのような動きを見せられているが、近江国にも仲成の影響力が残されていたと思われ、そのために藤原貞継が近江守、小野岑守が介として新任されたのであろう。小野岑守は近江国府を鎮固する近江使の一人でもあった。

近江守・介と並んで注目すべきは越前介の任命である。『日本後紀』弘仁元年九月甲寅（一七日）条には、

越前介従五位下阿倍清繼と権少掾百濟王愛釜等聞_三太上天皇幸_三伊勢国、拳_レ兵応_レ之、捕_三新任介従五位下登美真人藤津_二不受_レ替、遣_三民部少輔従五位下紀朝臣南麻呂等_二勘問、服_レ罪、清繼已_レ下原_レ死_レ処_三遠流_一、

とあり、越前介阿倍清繼と権少掾百濟王愛釜らは太上天皇が伊勢国に行幸すると聞くと、兵を挙げて呼応しようとし、新任の介登美藤津を捕らえ、国司交替を受け容れようとしなかった。これに対して、民部少輔紀南麻呂らを派遣して勘問したところ、清繼らは罪に服したという。

この記事から、越前国では介や少掾が平城の拳兵に應じる動きがあったことがわかる。こうした動きを封じるため、嵯峨は越前介を九月一日に任命して、先手を打とうとしたのである。近江や美濃においても同様の動きがあったことが想定され、近江守・介や美濃介を任命したのは、越前と同じ目的からであったと思われる。

越前における平城上皇方の勢力を考える上で無視できないのが、觀察使の存在である。觀察使は平城即位直後の大同元年五月丁亥（二四日）条に、「始置_三六道觀察使_二」としてみえるのが最初で、翌二年四月癸酉（一六日）に参議の号をやめて、觀察使のみを置き、食封各二〇〇戸を賜った。その後、大同三年にかけて、北陸道・東海道・畿内の觀察使は順次欠員となったが、平城讓位直後の大同四年四月戊子（一三日）、東海道の

菅野真道、北陸道に藤原仲成、山陰道に藤原真夏が任命され、九月九日には畿内に紀広浜、山陽道に多入鹿が任命された。

平城讓位と相前後して、以前からの東山道（藤原緒嗣）、南海道（吉備泉）、西海道（藤原繩主）と合わせて、八道すべての觀察使が任命されたのである。大塚徳郎氏は、この時期の觀察使八名のなかで、仲成・真夏・入鹿の三名は葉子の変に連坐し、繩主と真道・泉の三名は変と直接の関係はないが、やはり上皇側の人物であることから、平城讓位前後の觀察使は上皇側の勢力として、嵯峨天皇に反対する一派を形成してきたと論じている³³。大塚氏の指摘は重要で、仲成が北陸道觀察使、真夏が山陰道觀察使、入鹿が山陽道觀察使に任ずることによって、それぞれの地域に上皇方の影響力が扶植されたことが想定できる。上皇の拳兵に呼応せんとした越前介阿倍清繼らの動きは、北陸道觀察使仲成との関係で理解すべきものであろう。葉子の変のさいに左大弁を解かれた吉備泉が觀察使に任じた南海道でも同様のことが考えられる。

このように平城が讓位前後に充実させた觀察使の多くが平城側勢力の拡大に利用され、葉子の変のさいの地方の動向に影響を与えていたことが推測できる。嵯峨側が大同四年四月に觀察使を外官の兼任として食封を削ると、平城上皇は六月に觀察使を廃し、参議に復した。嵯峨が觀察使から経済的な特権を奪い、外官化しているのに対し、平城はその特権を維持させ、内官化せんとしていることがわかる。觀察使をめぐる両陣営のかけひきからも、葉子の変直前の勢力争いの様相を読み取ることができよう。とくに藤原仲成の動きが重要で、彼が大同四年四月に北陸道觀察使に任じ、その後、大同五年六月に参議となり、七月には近江守を兼ね、変直前の八月二十九日に伊勢守に転じたことは見逃せない。近江から北陸道方面、また伊勢にかけての地域に、仲成の影響力が扶植され、来たるべき平城上皇・葉子らの伊勢行幸を迎える体制が整えられたのである。

上皇側の平城遷都命令に接して、嵯峨側がただちに伊勢・近江・美濃三国などの国府と故関を鎮固し、伊勢使・近江使・美濃使を派遣したのは、主として仲成が築き上げた近江・伊勢を中心とする上皇方勢力圏を切り崩すためであったことがわかる。また、何よりも仲成本人を右兵衛府で拘束したことも重大な意味をもった。仲成が右兵衛府の兵力とともに近江・伊勢方面へ走れば、情勢は大きく変わったことであろう。上皇が川口道をとって東国に入らんとするとの情報を受けると、嵯峨は坂上田村麻呂・文室綿麻呂らに軽鋭卒を率いて美濃道よりこれを邀撃させている。この「美濃道」については、都祁山道にあてる説もあるが、美濃に向かう東山道か、東海道と東山道を結ぶ支道（後世の美濃路と同じ）をさすと考えるべきであろう。『水鏡』下、嵯峨天皇に、

太上天皇ハ既ニ諸国ノ軍兵ヲ召集給テ東国へ入給、御謀叛顕現御座スニ候ト御門ニ申然バ、御門ハ懸テ大納言田村丸、宰相綿丸ヲ遣シテ、其道ヲサヘ切塞テ、田村大納言、仲成ヲバ射殺テンキ、

とあるように、田村麻呂らは上皇が東国へ向かう「道ヲサヘ切塞」いたのであり、伊勢から美濃に向かう官道に先回りして、これを閉塞したことが想定できる。嵯峨側は平城が伊勢から美濃に入り、近江・美濃・越前方面の勢力と合流することを防ぎつつ、迎撃態勢を整えていることが判明しよう。

以上のように考えて大過ないとすると、薬子の変は結果的には大規模な戦乱には発展しなかったものの、平城上皇は讓位前後から腹心を觀察使に任命して北陸道・山陰道などを固める一方、仲成を近江守ついで伊勢守とするなど、近江・伊勢・越前方面に影響力を増大させていた。嵯峨側が先手を打って平城派官人の衛府や国司の任を解き、自派の官人で固めたために、平城側は動けなかったのである。嵯峨側の対応が遅れ、仲成を拘束するなどがなければ、大規模な争乱状態に陥っていた可能性は高かったと思われる。

その意味では、薬子の変について、「かれ（平城上皇）は挙兵の諸準備をほとんど欠いていた」、「当初からまったく武力行使を問題にしていなかった」、「窮余の策としてとられた、いわば場あたりのもの」と評したり、「思わぬ嵯峨側の出方に逆上した上皇と薬子が自棄的に取った行動で、事前に周到な計画があつたものとは考えられない」などと論じているのは疑問である。平城や仲成・薬子は讓位前後から周到な計画を練っていたのであり、その挙兵を「場あたり」、「自棄的」などと評価するのは妥当ではないと考える。

③ 薬子の変前後の政治情勢

福井俊彦氏は弘仁元年九月の任官記事の分析を出発点に、平城派官人と嵯峨派官人の動向を詳しく調べ上げている³⁷。その要点は次のようである。

- ① 平城天皇の東宮時代の坊官には、藤原真夏のような例外を除けば、著しく昇進した官人はきわめて少なく、薬子の変で左遷された平城派の官人のなかにも、藩邸の旧臣はほとんどいなかった。
- ② 平城の受禪直後から、平城派とみなされるべき官人（式家の仲成・貞本、北家の真夏・真雄、安倍兄雄、多人鹿、賀陽豊年など）が台頭する傾向にはあつたが、天皇の早期の讓位によって、その力を発揮するまでには至らなかった。
- ③ 平城にもっとも近かつたのは式家の仲成・薬子であったが、天皇の外戚でありながら式家には真夏のような昇進をしたものではなく、仲成の権力があくまでも薬子を通してのみ得られたことを示している。
- ④ 嵯峨天皇の東宮時代の坊官たちのほとんどは要職に起用されており、薬子の変当時の嵯峨派官人の中核をなすものは藩邸の旧臣であった。

⑤ 嵯峨派官人のなかには、大伴親王（淳和）に近い官人も確認でき、嵯峨は大伴を皇太弟にすることによって、大伴に近い官人の協力を求めたと考えられる。

以上の分析を踏まえて、福井氏は薬子の変の性格について、次のように結論づけている。

① 乱にあたっては平城派と嵯峨派という二派が明瞭に存在したが、それは氏や家を単位とするものではなく、天皇との個人的な縁でもって二つの派を形成していた。

② 平城・嵯峨両派の対立は遅くとも平城即位頃からはじまっており、嵯峨即位後、嵯峨が病床にふすと、上皇側の政治関与が顕著となり、ついに遷都の議をおこすに至って、嵯峨側は強硬手段に訴えた。

③ この乱は平城派が団結して嵯峨派を打倒しようとしたものではなく、菅野真道や賀陽豊年ら藩邸の旧臣の多くは平城に与しなかった。『日本後紀』の記すごとく、乱の原因は仲成・薬子の悪業のみに帰せられるべきではないにしても、仲成・薬子の二人が引き起こした事件という性格が強い。

福井氏は平城・嵯峨両派官人の検討から、両派の対立は平城即位頃からはじまっていたが、薬子の変では平城派に団結がみられず、平城の藩邸の旧臣の多くが平城に与しなかったことから、薬子の変はやはり薬子・仲成の二人が主導した事件であると結論づけた。両派官人の詳細な分析にもとづく福井説には説得力があり、前節で検討した薬子の変直前の仲成の動きをみても、こうした考え方が成立する可能性は高いと思われる。このことをさらに傍証するのが、薬子の変に連坐して配流された官人たちのその後の処遇である。『日本紀略』天長元年八月乙酉条には、

太上天皇有勅、弘仁元年権任流人等、皆尽聽入京、

とあり、淳和天皇即位からほどなく嵯峨太上天皇の勅によって、薬子の変のさいの権任流人らが入京を許された。弘仁元年九月に左遷された

平城派官人の多くがこのとき入京を許されたのである⁽³⁸⁾。ただし、権任流人のすべてがこのときに許された訳ではない。

『続日本後紀』天長一〇年六月甲子（九日）条では、大赦令のあとに、

又去弘仁元年坐事配流者、雖自陷朝憲、而久憐淪翳、安倍朝臣清繼、百濟王愛筈、故藤原朝臣仲成男等、並量徙入近国、從五位下藤原朝臣貞本、殊放還京、速告赤梟、莫後青衣、敢以赦前事告言者、以其罪々之、

とみえ、弘仁元年に事に坐して配流された安倍清繼、百濟王愛筈と故藤原仲成の男を近国に徙し入れ、藤原貞本には入京させることを許した。

安倍（阿倍）清繼と百濟王愛筈は薬子の変のさいに、上皇に呼応して挙兵せんとした越前の介と権少掾で、藤原貞本は薬子の子息である。薬子・仲成の係累と実際に挙兵せんとした清繼と愛筈とが、仁明即位後まで罪を許されず、遠くに配流のまま留め置かれたのは、薬子の変の主謀者に対する嵯峨朝廷側の認識をよく示しているといえるであろう。また、帰京後の貞本に関して、赦前の事を告言する者には科罪すると付言していることから、京都周辺では薬子や仲成に対する問責意識がまだ高かったことが分かる。薬子や仲成の罪状を厳しく糾弾した『日本後紀』弘仁元年九月条の嵯峨の宣命は、嵯峨個人や『日本後紀』編者の意識を超えて、同時代の官人層の多くが共有する共通認識であったとみてよいと思われる。

なお、この記事のすぐあとの天長一〇年六月己巳（一四日）条には、罪人安倍清繼を伯耆国から美作国へ、百濟王愛筈を安房国から参河国へそれぞれ移したことがみえる。また、同年六月辛未（一六日）条では、天長二年に日向国より豊前国に遷配した罪人藤原永主、同山主、藤原らを備前国に移し、越前国に配されていた永野浄津と能登国に配されていた伊勢安麻呂を並びに若狭国に移したとある。佐伯氏や福井氏が指摘するように、藤原永主・山主・藤原主はおそらく兄弟で、藤原仲成の子息と

考えられる。六月甲子条にみえた「故藤原朝臣仲成男」を近国に徙し入
れよとの命令を実施したのがこの記事であろう。そうすると、永主・山
主らと同時に近国へ移配された水野浄津と伊勢安麻呂も薬子の変への連
坐者とみなすことができる。

以上を要するに、薬子の変に連坐して配流された官人のうち、多くの
者は淳和即位後ほどなく入京を許されたが、仲成・薬子の子息と越前で
蜂起せんとした安倍清繼・百濟王愛笠らはその後も許されず、仁明即位
後しばらくして薬子の男貞本のみ入京を許されたものの、その他は近国
へ移配されるに留まった。これらの事実から、薬子の変の主謀者として
大きな責任を問われたのは、やはり仲成・薬子と越前国司の二人であっ
たことが確認できる。こうした事実は、変のさいの仲成・薬子を断罪す
る嵯峨宣命の趣旨とも合致し、同宣命が必ずしも『日本後紀』編者の認
識のみを示すのではなく、同時代の共通認識をある程度反映しているこ
とを物語っているように思われる。

さて私は前稿において、南北朝時代の東寺の寺史『東宝記』の記載に
もとづき、また河内祥輔氏の研究⁽⁴⁰⁾などを参照しながら、次のような結論
を述べた。⁽⁴¹⁾

桓武崩御のさいに、安殿・神野・大伴の三親王が各一〇ケ年ずつ統
治すべきことを遺勅し、まず平城が即位し神野が立太子したが、平
城は桓武の遺勅を破って、第三子高岳親王を立太子させるため、神
野廢太子計画を立てた。しかし、神野やその春宮坊を中心とする官
人層の抵抗のため、平城の計画は実現しなかった。

このように平城が神野親王の廢太子を凶つたとすると、平城即位前後
から、平城と神野（嵯峨）との間に対立があったことは明らかである。
両者および両派官人の間には、桓武の遺勅に淵源をもつ皇位継承にまつ
わる対立が存在したと考えるべきである。神野廢太子計画に挫折した平
城は、治世三ヶ年ほどで早々に讓位する。その理由は一般に病気による

ものとされるが、その背景を探る上で興味深いのが、東寺所蔵の『東宝
記』原本のうち草稿本たる第三卷、鎮守八幡宮条にみえる次の記事であ
る。⁽⁴²⁾

私云、(中略) 仍先平城天皇御治天之処、以高岳親王<sup>平城第三御子、御
親王、奉立春宮、欲有御讓位、爰嵯峨天皇有御參詣 桓武御
是也、</sup>廟被訴申之、陰霧頻起、隔丈余不見人只、平城天皇殊有御
恐怖、十ヶ年之内以後五ヶ年被避進 嵯峨天皇畢、仍首尾十
五ヶ年欲有御治世之処、主末五ヶ年、任 桓武親旨、可有御
治世之由、平城天皇雖被仰之、嵯峨天皇依無御承引、平城於
南京被召官軍、欲被責北京、仍嵯峨官軍数千騎発向南都、
平城之官軍不及合戦散失方々畢、是併大師加持之力、八幡擁護
之故也、

これによると、平城は神野廢太子計画のさいに桓武御廟(桓武天皇陵)
が現した怪異を恐れて、一〇ヶ年の治世のうち後半五ヶ年を嵯峨に避け
進めて讓位した。ここに嵯峨は首尾一五ヶ年の治世を有することになっ
たが、平城は桓武の親旨に従い、主末五ヶ年の統治を行いたい、つまり
嵯峨が一〇ヶ年統治したあと、残りの五ヶ年を平城が統治したいと願
い出たが、嵯峨がこの提案を承引しなかったため、平城が南京において官
軍を召し、北京を攻めんとした。しかし、嵯峨の官軍数千騎が南京に発
向したため、平城の官軍は合戦に及ばず方々に散り失せたとしたのであ
る。

一見すると荒唐無稽な話であるが、増補本に比べて原本『東宝記』の
記載には大きな矛盾が見られない点が注目される。⁽⁴³⁾ また、この記載に従
えば、平城天皇の讓位と復位をめぐる経緯が判然とする点も興味深い。
すなわち、平城は桓武の遺勅に従い、平城一〇ヶ年、嵯峨一〇ヶ年の統
治を前提にした上で、自らは主末の五ヶ年を統治したので、中間の一
〇ヶ年を嵯峨が統治するように提案しているのである。これによれば、

平城は意図的に三年ほど統治しただけで讓位したことになる。また、讓位後の平城は当初は嵯峨が一〇ヶ年の統治を終えることを望んでいたため、大同五年七月に嵯峨が病気のため神璽を返還して途中退位しようとしても、これを許さなかったのである。大同四年四月の平城の讓位、翌年七月の嵯峨の退位意向など、病気を理由とする不可解な動きは、いずれも皇位継承者の最終指名権を握ろうとする平城・嵯峨の駆け引きを示すものとみられる。

要するに、葉子の変にいたる政治過程のなかで重視しなければならぬのは、桓武の遺勅の存在と、平城がそれを覆して自らの直系に皇位を伝えようとしている事実である。これを平城の側に引き付けて考えてみれば、神野廢太子計画の失敗後、平城はあくまでも嵯峨のあとの皇位の行方を気にかけているといえる。嵯峨が一〇ヶ年統治したあと、平城が数年間復位し、高岳への皇位継承をより確実にせんと企図しているのである。⁽⁴⁴⁾平城宮に遷って平城派官人を伺候させ、近江・越前・伊勢方面に勢力を扶植したのも、平安京以外の地に平城派の力を蓄えるためであったと思われる。

しかし、嵯峨が将来における平城の復位を認める気配がなかったため、早めに讓位したことを後悔しはじめ、嵯峨が平城派官人の要職を解任し、三國府と故關を固めたことを知ると、葉子らの勧めに従い、伊勢へ向かうとしたのである。『統日本後紀』承和九年一〇月壬午条の阿保親王薨伝に、「大同之季、天皇禪_三國於皇太弟、遷_三御平城宮、弘仁元年太上天皇心悔、而有_三入_レ東之謀」とあるのは、平城が讓位を後悔して東国入りを謀ったことを述べたものである。また、『日本後紀』弘仁二年七月庚子条の藤原真雄卒伝に、「既而一女進_レ謀、天皇擬_レ入_三于伊勢」とあり、『類聚国史』弘仁一二年八月辛巳条の上毛野頼人卒伝に、「太上天皇召_レ用女謁、將_レ向_三東國」とあることから、上皇の東国入りが葉子の勧めを容れたものであったことがわかる。前述のように、変直前の八月二十九日には仲成が

伊勢守になっており、高岳親王の生母は伊勢老人の女継子であった（『日本三代実録』元慶五年一〇月三日条）。葉子はこうした事情を勘案して、上皇に伊勢入りを勧めたのであろうか。平城の伊勢入りは窮余の策ではあったろうが、けっして挙兵の準備を欠いた場あたりのな行動であった訳ではない。平城は仲成を中心に近江・越前・伊勢方面において準備を進めていたが、嵯峨側の先制攻撃により封ぜられたのである。

一方、これを嵯峨側の眼で見ると、嵯峨は桓武の遺勅を根拠に、平城・嵯峨・淳和へと順次皇位を引き渡すことを企図したことになる。

これには多くの官人層の支持があったものとみられる。平城側が高岳への皇位継承を万全なものとするため、早々に退位して嵯峨統治後の復位を計画すると、これを明確に拒絶し、平城側に対抗するため、大伴親王派の官人を自派に取り込んだ。平城側が近江・越前などに勢力を扶植するなか、嵯峨は大伴との連携態勢を整え、弘仁元年九月に大きな一手を打った。近江・越前・美濃の三國府と故關を鎮固するとともに、平城派官人から衛府・国司などの任を取り上げ、その後任に嵯峨派官人を任命して、山城・大和と要衝国を押さえたのである。

葉子の変は結果的には大きな争乱にはいたらなかったが、仲成らが着実に平城派の勢力を扶植し、蜂起に向かおうとしているところに、先制攻撃を加えることによって、争乱を未然に防いだ危うい政治的事件であったといえるのである。

おわりに

以上、主として福井俊彦氏の研究を参照しながら、平城・嵯峨両派官人の動向を探りつつ、葉子の変にいたる原因とその背景について論じてきた。その要点をまとめると、次のようになる。

一、桓武は崩御のさいに安殿・神野・大伴の三親王が各一〇ヶ年ずつ統

治すべきことを遺勅したが、平城はこれを破って、第三子高岳親王を皇位につけようとし、神野の廢太子を計画した。葉子の變の遠因は神野廢太子計画にも通じる。この皇位継承問題であり、平城の即位前後から平城派と嵯峨派の両派官人の対立ははじまっていたとみられる。

二、神野の廢太子に失敗した平城は、三年ほどの治世で讓位した。これは嵯峨が一〇ヶ年統治したのち平城が数年間復位して、高岳への皇位継承をより確実にしようとの意図からであった。しかし、嵯峨が平城のこの提案を拒絶したため、平城は讓位したことを後悔しはじめ、嵯峨側との対立をさらに深めていった。

三、葉子の變の直前には、平城派の官人が衛府や要衝国の国司に任じ、かつて北陸道觀察使であった藤原仲成らが越前方面などで平城派の勢力拡大に努めていた。このため嵯峨側は弘仁元年九月、平城派官人の衛府や国司の任を解き、彼らを辺遠国に左遷するとともに、自派の官人で衛府と要衝国を固めた。また三國府と故關に遣使して鎮固し、平城側の蜂起を未然に防ぐことに成功した。

四、葉子の變では越前・近江・伊勢方面に勢力を扶植した仲成の活動が突出しており、平城の藩邸の旧臣の多くは平城に同調しなかった。變における平城上皇の主体性は否定できないが、藤原種繼の復権・顕彰が図られた事実や、葉子・仲成の係累が乱後も長く許されなかった事実を勘案すると、葉子・仲成がやはり中心的な役割を果たしていたことを認めない訳にはゆかない。

長岡遷都と平安遷都を断行した桓武は、平安京を万代宮と定めて、他宮への遷都を禁じた。⁽⁴⁵⁾ また私見によると、桓武は安殿・神野・大伴の三親王が順々に登極することを遺勅した。桓武は自ら作り上げた王都と王統が安定的に継続することを願い、その意思を官人層にも浸透する形で言い残したのである。これに対して平城はどのように行動したか。河内祥輔氏は、平城は高岳の立太子を実現するため、桓武の定めた皇位継

承計画に反逆したと論じている。⁽⁴⁶⁾ また、瀧浪貞子氏によると、葉子・仲成は桓武への抵抗として、平安京を否定し、平城遷都を計画したという。⁽⁴⁷⁾ 平城・葉子・仲成にとって、王都・王統に関する桓武の構想は否定すべきものであり、それゆえその遺命を無視して、高岳立太子を実現し、平城遷都を計画したのである。その意味では、葉子の變は桓武の構想を肯定する可否定するかの戦いであったといえる。しかし、平城の試みには藩邸の旧臣の多くが同調しなかった。桓武の構想は大多数の官人層に支持されていたのであり、葉子の變における嵯峨派の勝利は、桓武の構想が名実ともに定着する結果をもたらしたのである。

註

- (1) 西本昌弘「桓武改葬と神野親王廢太子計画」(『続日本紀研究』二五九、二〇〇五年)。
- (2) 葉子の變に関する研究史については、高田淳「平安前期の政変」(『日本古代史研究事典』東京堂出版、一九九五年)、佐々木恵介「葉子の變」(『歴史と地理』五一四、一九九八年)などを参照した。
- (3) 川上多助「平安朝史」上(内外書籍株式会社、一九三九年)九八頁。
- (4) 門脇禎二「葉子の變の史的位位置」(『寧楽史苑』一〇、一九六二年)、同「律令体制の変貌」(『日本古代政治史論』塙書房、一九八一年。初出は一九六二年)。
- (5) 大塚徳郎「平城朝の政治」(『平安初期政治史研究』吉川弘文館、一九六九年。初出は一九五九年)。三〇頁、三三頁。
- (6) 佐藤虎雄「桓武朝の皇親をめぐりて」(『古代学』一〇―二・三・四、一九六二年)二五二頁。
- (7) 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」(『平安文化史論』桜楓社、一九八三年。初出は一九六二年)。
- (8) 佐伯有清「新撰姓氏録編纂の時代的背景」(『新撰姓氏録の研究』研究篇、吉川弘文館、一九六三年)一九七―二〇九頁。
- (9) 林陸朗「藤原緒嗣と藤原冬嗣」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年。初出は一九六二年)二二二頁。
- (10) 渡辺直彦「嵯峨院司の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、一九七二年。初出は一九六五年)二六一頁。
- (11) 北山茂夫「平城上皇の變についての一試論」(『続万葉の世紀』東京大学出版会、

- 一九七五年。初出は一九六三年。
- (12) 佐藤宗諱「嵯峨天皇論」(『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年)。
- (13) 橋本義彦「葉子の変」私考」(『平安貴族』平凡社、一九八六年。初出は一九八四年)。
- (14) 瀧浪貞子「葉子の変と上皇別宮の出現」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、一九九一年。初出は一九八〇年)、同「葉子の変」(同上書所収。初出は一九八八年)。
- (15) 「公卿補任」延暦三年、藤原種継の条に「大同四年四月十二日、贈太政大臣」、「尊卑分脈」第二篇、藤原種継の項に「大同四十二、贈太政大臣、正一位」とある。また、「日本後紀」弘仁元年九月丁未条の嵯峨宣命においても、種継のことを「贈太政大臣藤原朝臣」と称している。
- (16) 北山茂夫註(11)論文三〇五〜三〇六頁。
- (17) 佐藤宗諱註(12)論文一〇六〜一〇七頁。
- (18) 瀧浪貞子註(14)著書二七四頁、三二二頁。
- (19) 橋本義彦註(13)論文五八頁。
- (20) 佐伯有清註(8)論文二〇六〜二〇七頁。
- (21) 渡辺直彦註(10)論文二六一頁。
- (22) 黛弘道「藤原葉子」(笠原一男編「日本女性史」一、めぐるめく王朝の女、評論社、一九七二年)。
- (23) 佐藤宗諱註(12)論文一〇七〜一〇八頁。
- (24) 日崎徳衛註(7)論文六七頁。
- (25) 日崎徳衛註(7)論文六七頁。多田一臣「藤原葉子」(『国文学解釈と鑑賞』六五―一八、二〇〇〇年)六五頁も、同じ記事により、平城上皇には復位の意志がなかったと述べている。
- (26) 福井俊彦「葉子の変と官人」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』二四、一九七八年)。
- (27) 新訂増補国史大系本「公卿補任」の弘仁七年、良峯安世の尻付には「八月戊辰」(「権右中弁」とあり、安世が権右少(中)弁に任ぜられたのは弘仁元年八月説と七月説が両存した。「日本逸史」は七月戊辰説に立っているが、宮内庁書陵部所蔵の伏見宮本「弁官叙任勘例」に「弘仁元八―兼権右少弁」とあるので、八月説を採用した。
- (28) 福井俊彦註(26)論文八〇頁
- (29) 福井俊彦註(26)論文八〇頁
- (30) 福井俊彦註(26)論文八〇頁
- (31) 「類聚国史」卷二五、帝王部五、太上天皇、大同四年一月丁未条には「左近衛少将従五位下藤原真本」とあるが、「真本」は宮内庁書陵部所蔵柳原家本などは「真本」と作るので、「真本」とするのが正しい(福井俊彦註(26)論文八〇頁参照)。
- (32) 福井俊彦註(26)論文七五頁
- (33) 大塚徳郎註(5)論文三〇〜三一頁。
- (34) 訳注日本史料「日本後紀」(集英社、二〇〇三年)五二〇頁頭注。
- (35) 北山茂夫註(11)論文三三五頁。
- (36) 日崎徳衛註(7)論文七〇頁。
- (37) 福井俊彦註(26)論文。
- (38) 俣野好治「権任国司の任命をめぐって」(『ヒストリア』一二二、一九八九年)七四〜七六頁。
- (39) 佐伯有清註(8)論文二〇八頁、福井俊彦註(26)論文八四頁。
- (40) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(吉川弘文館、一九八六年)。
- (41) 西本昌弘註(1)論文。
- (42) 東宝記刊行会編「国宝東宝記原本影印」(巻一―巻四)『東京美術、一九八二年)。
- (43) 刊本の「東宝記」(統々群書類従第一二所収)では、本文に掲出した箇所のうち、平城が主末五ヶ年の統治を求めたことが記されず、逆に「吉人將軍」を大将として北京を責めたこと、坂上田村丸が「木幡山」に発向して防戦したことなど、草稿本にはみえない事実が記されている。草稿本の「私云」が果宝の手になるものとする、刊本の記載は賢宝が増補したものである可能性が高いが、坂上田村丸が「木幡山」で防戦したことなどは歴史的事実とは認めたい。
- (44) 蒲生崇之「なぜ平城上皇は遷都を命じたか」(『北大史学』二八、一九八八年)は、嵯峨天皇の天皇としての権威の低さを想定し、嵯峨は高岳が成長するまでの中継ぎとして即位したと推測している。これは当時の客観的事実を述べたものとしては認められないが、平城側の主観的な意思を述べたものとしては考えうる想定である。
- (45) 「日本後紀」弘仁元年九月丁未条の嵯峨宣命中に、桓武が平安京を「万代宮」と定めたことがみえる。また、『平家物語』巻五には、桓武が八尺の土人形を作り、鉄の鎧甲を着せ、鉄の弓矢を持たせて、東山嶺に立て、「末代に此都を他国へ移す事あらば、守護神となるべし」と祈願したとある。
- (46) 河内祥輔註(39)著書一六六頁。
- (47) 瀧浪貞子註(14)著書二七三頁、三二二頁。齋藤融「日本後紀」とその時代―葉子の変」(『歴史読本』四五―一九、二〇〇〇年)九七頁も、平城上皇が平城遷都を企図した理由として、桓武の行った事業の否定も考えられるとする。

(関西大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇六年五月三十一日受理、二〇〇六年八月一〇日審査終了)

The Kusuko Uprising and its Background

NISHIMOTO Masahiro

In recent years, it has become accepted that retired emperor Heizei played a major role in the Kusuko Incident, which is at odds with the old theory that emphasized the roles played by Fujiwara no Kusuko and Fujiwara no Nakanari. This has even been accompanied by vociferous claims that the name of the incident should be changed from the "Kusuko Incident" to the "Retired Emperor Heizei Incident". However, stressing that Emperor Heizei played an active role and attaching importance to the actions of Kusuko and Nakanari are not necessarily contradictory. In a previous paper the author suggested that it is possible that Emperor Kammu had left a will concerning accession to the throne. The author also examined retired Emperor Heizei's plan for getting rid of Crown Prince Kamino. It is the author's opinion that the Kusuko Incident can be understood within the context of a series of events as well as the plot to remove Crown Prince Kamino, which was premised on Emperor Kammu's will.

The author examined the factors that led to the Kusuko Incident and their background by looking back at the history of research on this topic and conducting a further investigation of the movements of both the faction of officials aligned with Heizei and the faction of officials aligned with Saga.

When he died, Emperor Kammu willed that the three princes Ate, Kamino and Otomo should each reign for ten years. However, Emperor Heizei failed to observe this and sought to put his third son Takaoka on the throne, thereby plotting to stop Prince Kamino from becoming Crown Prince. Consequently, a remote cause of the Kusuko Incident was this problem of succession to the imperial throne, which was also related to the plan to remove Crown Prince Kamino. The confrontation between the Heizei faction and Saga faction of officials had apparently begun around the time Heizei ascended to the throne.

Emperor Heizei, who had failed in his bid to remove Crown Prince Kamino, retired after reigning for about three years. He did so intending to restore himself to the throne for several years after Emperor Saga had reigned for ten years so that he could then ensure that Prince Takaoka became emperor. However, because Saga thwarted Heizei's plan, Heizei began to regret his retirement and intensified hostilities with the Saga camp.

Immediately prior to the Kusuko Incident, officials from the Heizei faction were appointed as commander of the national military forces and as regional administrator of the region adjoining the capital. Together with his men, Fujiwara no Nakanari, who had at one time had been administrator of a wide area in Hokurikido, strove to increase the influence of the Heizei faction in Echizen and other areas. As a result, in September 810 the Saga camp stripped Heizei-faction officials of military and political duties, and as well as demoting them to provinces near the capital placed officials from

their own faction in the positions of national military commander and regional administrator of the region adjoining the capital. In addition, by blockading the three provincial governments of Ise, Omi and Mino and former checkpoints, they succeeded in preventing an uprising by the Heizei camp.

The activities of Nakanari, who had continued his influence in Echizen, Omi and Ise, played a prominent role in the Kusuko Incident and many of Heizei's attendants from the time when he had been Crown Prince did not sympathize with Heizei. It cannot be denied that Emperor Heizei played an active role in the Kusuko Incident. However, if we take into account the fact that an attempt was made to reinstate Kusuko's father Tanetsugu and the fact that Kusuko and Nakanari's sons were not forgiven long after the incident, we must acknowledge that Kusuko and Nakanari did indeed play a central role.

Emperor Heizei, Kusuko and Nakanari believed that Kammu's ideas on the imperial capital and throne should be denied, and it was for this reason that they ignored the late emperor's instructions and made Prince Takaoka Crown Prince and planned to return the imperial capital to Heijo. In conclusion, the Kusuko Incident was a battle over whether to affirm or deny Kammu's ideas.